

電気供給約款【四国電力エリア（低圧）】新旧対応表 令和4年6月1日

(下線部分が追加並びに変更箇所)

旧	新
<p>13. 電気料金等</p> <p>電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。</p> <p>(1) 格安プラン [A]</p> <p>別表の最低電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(2) 格安法人プラン [B]</p> <p>別表の基本電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本電気料金の半額といたします。</p> <p>(3) 格安動力プラン [低圧電力]</p> <p>別表の基本電気料金、電力量電気料金、燃</p>	<p>13. 電気料金等</p> <p>電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。</p> <p>(1) 格安プラン [A]</p> <p>別表の最低電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第3表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表第3表（燃料費調整額）(1)ロ(イ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第3表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表第3表（燃料費調整額）(1)ロ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(2) 格安法人プラン [B]</p> <p>別表の基本電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第3表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表第3表（燃料費調整額）(1)ロ(イ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第3表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表第3表（燃料費調整額）(1)ロ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本電気料金の半額といたします。</p> <p>(3) 格安動力プラン [低圧電力]</p> <p>別表の基本電気料金、電力量電気料金、燃料</p>

電気供給約款【四国電力エリア（低圧）】新旧対応表 令和4年6月1日

(下線部分が追加並びに変更箇所)

<p>料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が 85 パーセントを超える場合には基本料金を 5%割引き、力率が 85 パーセントを 下回る場合には基本料金を 5%割増しご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は 85 パーセントとみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>	<p>費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が 85 パーセントを超える場合には基本料金を 5%割引き、力率が 85 パーセントを 下回る場合には基本料金を 5%割増しご請求することを指します。ただし、電力量料金は、別表第 3 表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表第 3 表（燃料費調整額）(1)ロ(イ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 3 表（燃料費調整額）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表第 3 表（燃料費調整額）(1)ロ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は 85 パーセントとみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>
<p>別表第 3 表 燃料費調整額 格安電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。</p>	<p>別表第 3 表 燃料費調整額 <u>(1) 燃料費調整額の算定</u> <u>イ 平均燃料価格</u> 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 <u>平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</u> <u>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p>

電気供給約款【四国電力エリア（低圧）】新旧対応表 令和4年6月1日

(下線部分が追加並びに変更箇所)

	<p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.2104$</p> <p>$\beta = 0.0541$</p> <p>$\gamma = 1.0588$</p> <p>なお, 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は, 1 円とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は, 各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお, 燃料費調整単価の単位は, 1 銭とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (26,000 円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価1,000</p> <p>(ロ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 26,000 円) × (2)の基準単価1,000</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, 次のとおりといたします。(最終ページ 燃料費調整単価適用期間 をご参照ください)</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は, その 1 月の使用電力量に</p>
--	---

電気供給約款【四国電力エリア（低圧）】新旧対応表 令和4年6月1日

(下線部分が追加並びに変更箇所)

	<p><u>ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</u></p> <p><u>(2) 基準単価</u></p> <p><u>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ 格安プラン [A]</u></p> <p><u>最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 2 円 15 銭 4 厘</u></p> <p><u>電力量料金上記をこえる 1 キロワット時につき 19 銭 6 厘</u></p> <p><u>ロ 格安法人プラン [B]、格安動力プラン [低圧電力]</u></p> <p><u>1 キロワット時につき 19 銭 6 厘</u></p>
--	--

電気供給約款【四国電力エリア（低圧）】新旧対応表 令和4年6月1日

(下線部分が追加並びに変更箇所)

燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間